

議案第39号

鳥取県職員定数条例の一部改正について

次のとおり鳥取県職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 知事の事務部局の職員 2,855人
 - ア 一般会計支弁に係る職員 2,845人
 - イ 略
- (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 2,262人
 - ア 県立学校の職員 2,015人
 - イ アに掲げる職員以外の職員 247人
- (3)～(7) 略
- (8) 企業局の職員 59人
- (9) 略
- (10) 県費負担教職員 4,097人

2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。

- (1)～(11) 略
- (12) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により委託を受けた市町村の事務に従事している職員 （市町村から派遣されるもの又は市町村が人件費を負担して

(定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 知事の事務部局の職員 2,861人
 - ア 一般会計支弁に係る職員 2,851人
 - イ 略
- (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 2,278人
 - ア 県立学校の職員 2,026人
 - イ アに掲げる職員以外の職員 252人
- (3)～(7) 略
- (8) 企業局の職員 60人
- (9) 略
- (10) 県費負担教職員 4,135人

2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。

- (1)～(11) 略
- (12) 市町村から派遣される職員のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により委託を受けた市町村の職員の研修に関する事務に従事しているもの

いるものに限る。)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。